

# 國學院大學學術情報リポジトリ

アメリカにおける公的扶助の行政不服審査：  
日本との比較の視点から：  
特集アメリカ福祉国家とグローバル化(2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木下, 武徳 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00001011">https://doi.org/10.57529/00001011</a>

# アメリカにおける公的扶助の行政不服審査 －日本との比較の視点から－

■ 木 下 武 徳

## ▶ 要 約

本稿は、アメリカの公的扶助における審査請求の仕組みについて、日本との対比からその特徴を明らかにし、そこにどのような課題があるのかを検討することを目的としている。まず、アメリカの公的扶助における審査請求の仕組みについて、連邦最高裁判決 *Goldberg v. Kelly* (1970) がデュープロセス条項によって福祉給付打ち切り前の審査請求としてのヒアリング（聴聞）を義務付けたことなどについて説明したうえで、①行政法審判官の下、審査請求の申請者（福祉利用者）と福祉事務所の代表者から聴聞がなされること、②福祉給付の延長があること、③書類のみならず、電話や郵送、インターネットでも申請ができることなど、日本と異なる点を明らかにした。そして、アメリカの公的扶助における審査請求について精力的に調査研究をしているビッキー・レンズ (Vicki Lens) 教授の研究成果を参考にアメリカの審査請求の実態と課題を明らかにした。特に、福祉利用者にとって申請率は低い審査請求の成功率が高く、権利侵害が広がっている可能性があること、②審査請求を行うには、支援ネットワークが重要なこと、③行政法審判官には手続き重視の官僚的な者が多いが、法律知識や証拠書類の取得等で不利な福祉利用者に事実を詳細に聞き取る姿勢が重要であることが示される。

## ▶ キーワード

アメリカ 日本 行政不服審査 審査請求 公的扶助 国際比較研究

1. 問題の背景と研究の目的・方法
  - (1) 問題の背景
  - (2) 研究の目的と方法
2. アメリカの公的扶助における行政不服審査の仕組み
  - (1) 日本の行政不服審査の仕組み
  - (2) アメリカの行政不服審査の仕組み
  - (3) 日米比較からみた課題
3. アメリカの審査請求の課題：レンズ氏の調査研究から
  - (1) レンズ氏の審査請求に関する調査研究
  - (2) 調査研究の内容

(3) 審査請求の課題のまとめ

4. アメリカの行政不服審査制度からの教訓

## 1. 問題の背景と研究の目的・方法

---

### (1) 問題の背景

---

日本では2013年8月1日から生活保護の生活扶助基準の引き下げが行われ、全国各地で保護費減額処分取り消しを求める審査請求や裁判が行われている。その審査請求の人数は全国で2万149人(2015年3月末現在)におよび、その後に裁判になっている<sup>(1)</sup>。生活保護は、憲法25条で保障された国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、つまり生存権を保障する制度である。生活保護がなければ、人間らしい生活を営むことができない人もある。そのような人々にとって生活保護を利用できない、打ち切られるということはその人の生存を脅かす危険をもたらす。そのため、もし行政の誤り、瑕疵等によって生活保護が利用できない場合には、行政不服審査制度において審査請求の仕組みが設けられている。

審査請求の大枠を規定した「行政不服審査法」は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」(第1条)とされている。つまり、裁判のように費用と時間のかかる方法であれば、生活困窮にある人にとってはその権利回復が困難である。そのために、裁判よりも容易に利用可能な審査請求によって権利回復を図ろうというのである。

### (2) 研究の目的と方法

---

アメリカは弁護士が多く、訴訟が多い国だと言われている。それでは、公的扶助の利用に関してどのような権利救済の仕組みが設けられているのだろうか。特に、子どものいる世帯に対する公的扶助である要扶養児童家族扶助(Aid to Families with Dependent Children: AFDC)の利用者は1995年の1342万人から、1996年の福祉改革により成立した

公的扶助である貧困家族一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families: TANF) へ転換してから、その利用者は 2001 年には 536 万人へと大幅に減少した<sup>(2)</sup>。そのなかで行政の違法または不当な処分によって権利を失った人はどのように権利回復がなされているのだろうか。

アメリカの審査請求<sup>(3)</sup>については日本ではほとんど研究がなされていないようである<sup>(4)</sup>。また、アメリカの審査請求について調査した橋本 (2011) も審査請求の概要について紹介しているものであり、公的扶助の分野について言及されているわけではない。そこでアメリカの公的扶助における審査請求の仕組みについて、日本との対比から特徴を明らかにし、そこにどのような課題があるのかを検討することを本稿の目的とする。

次の第 2 節では、まずアメリカの公的扶助における審査請求の仕組みについて明らかにする。アメリカの審査請求の特徴を理解するために、最初に日本の公的扶助における審査請求の位置づけについて確認したうえで、アメリカの審査請求の仕組みについて検討していきたい。その方がアメリカの審査請求の特質が明確になるからである。なお、本稿では公的扶助利用者が全米で一番多いカリフォルニア州、特にロサンゼルス (LA) カウンティの審査請求を事例として取り上げる。第 3 節では、アメリカの公的扶助における審査請求について精力的に調査研究をしているニューヨーク市立大学ハンターカレッジのビッキー・レンズ (Vicki Lens) 教授の研究成果を参考に審査請求の実態と課題を明らかにする。そして、第 4 節で、アメリカの審査請求からみた日本の審査請求についての課題を整理し、残された研究課題について指摘しておきたい。

## 2. アメリカの公的扶助における行政不服審査の仕組み

---

### (1) 日本の行政不服審査の仕組み

---

#### 1) 生活保護法における審査請求の位置づけ

日本の公的扶助である旧生活保護法は 1946 年 9 月に成立した。ただし、旧生活保護法では、貧困の救済は国民の権利ではなく、反射的利益とされていた。しかし、1946 年 11 月に日本国憲法が公布され、憲法 25 条第 1 項に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定された。問題は、憲法では生存権を規定しているが、旧生活保護法では生活保護を権利として位置づけられていないことであった。そこで、1950 年成立の新生活保護法によって、まず第 2 条で「すべて国民は、この法律の定める

要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」と受給権が明記された。そして、それを保障する国民の保護を求める権利として「保護請求権」（法7条）が規定された。新生活保護法を実質的に作成したとされる厚生省保護課長の小山（1951, 654）は、保護請求権だけでは「実体的な内容を伴わない表現上の権利に過ぎない」、「法律上の争訟手段たる『不服の申立』によって保障されているので、実定法上も明確に『権利』と称し得ることができると指摘する。こうして、日本の貧困救済制度が慈恵的な対策から憲法で規定された生存権保障の制度へと変化したのである。当時の小山の下で実務を担った厚生官僚である高橋（1981, 308）によって「新法制定の直接の動機となったのは、不服申立制度の導入である」と言われるゆえんである。

## 2) 審査請求の仕組み

さて、生活保護法における不服申立制度は生活保護法第11章の第61条から第69条に規定されている。以下、その基本的な仕組みについて概観しておきたい。なお、ここでの説明は2014年の行政不服審査法の改正（2016年4月施行）を踏まえたものである。

第一に、処分庁である市町村長の生活保護に関する処分に不服がある場合、審査庁となる都道府県知事に、または処分庁が都道府県知事の場合は、審査庁となる厚生労働大臣に対して、処分を知った翌日から3か月以内に審査を請求することができる。

第二に、審査庁（都道府県知事、厚生労働大臣）は50日、または第三者機関（行政不服審査会等）に諮問する場合には70日以内に裁決を出さなければならない。しかし、もし裁決が出されなかった場合は、当該請求を棄却したものとみなすことができる。

第三に、その裁決に不服がある場合は、厚生労働大臣に再審査請求をすることができる。

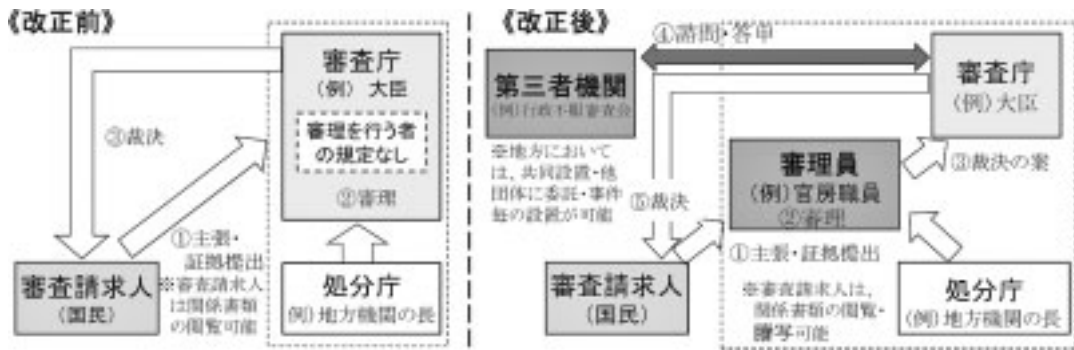
第四に、裁判に提訴するには、原則として、審査請求による裁決を経たのちでなければならない（審査請求前置主義）。したがって、生活保護では裁判は原則的には審査請求をすることが前提となる。

## 3) 審査請求の手続きの流れ

例えば、市町村が処分庁であった場合の審査請求の手続きの流れは次のとおりである<sup>(5)</sup>。

第一に、請求人の氏名や住所、審査請求の趣旨・理由等を記載した書面を都道府県知事に提出する。第二に、都道府県の審査庁の審理は、原則として書面で行われる。口頭意見陳述の要求があればその機会を設けなければならない。なお、2014年の行政不服審査法改正により2016年4月からは処分に関与した者を除いて選任される「審理員」が審理を行うこと、また、原則として第三者機関である「行政不服審査会」等によるチェックが行われることになった（図1）。ただし、例えば、京都府では生活保護担当課の課長や副課

図1 行政不服審査法改正における審理員および第三者機関の導入



出典) 総務省 2015『行政不服審査法関連3法の概要』を一部修正

長等が審理員に指名されて担当しており、必ずしも第三者的な、かつ法律の専門家ではないようである (吉永 2016, 13)。第三に、審査庁から処分庁に請求に対する事実確認が行われ、処分庁・福祉事務所から弁明書が提出される。それに対して、請求人は反論書を提出することができる。また、請求人は必要な書類の提出や福祉事務所の書類 (ケース記録等) の閲覧を求めることができる。なお、事件が複雑な場合等で、争点の整理や審理手続の計画が困難な場合は、必要に応じて、審理手続の申立てに関する意見聴取を行うことができる。先述の法改正で 2016 年 4 月より、その際、口頭意見陳述への処分庁の出席が義務化され、また、審査請求人の質問権が新設された。さらに、審査請求人の書類等の交付請求権が明確化された。第四に、都道府県知事は請求があった日から 50 日以内に、第三者機関 (行政不服審査会等) に諮問する場合は 70 日以内に裁決を出さなければならない。

#### 4) 弁明の機会

なお、アメリカとの対比でいえば、生活保護法 62 条 4 項には次のような規定がある。「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」この「弁明の機会」は行政処分前に行われ、生活保護利用者の権利保障の機会ととらえるのであれば、これも考慮しうる。しかし、これは福祉事務所、すなわち、処分を行った担当ケースワーカーやその関係者が直接に対応するので、第三者による公正な審判としての意味は持たない。そのため、日本でも不服申立や権利回復に類する手段としては、弁明の機会は位置付けられていない。



表1 2011年度の生活保護の申請数, 申請却下数, 廃止世帯数, 審査請求件数(地方公共団体分)

生活保護申請数	28万2974件
生活保護申請却下数(A)	1万3258件
生活保護廃止世帯数(B)	20万2974件
不利益処分件数(A+B)	21万6232件
生活保護不服審査請求件数	987件

出典) 吉永(2016, 10)より作成

## 5) 審査請求の利用状況

各都道府県から情報公開請求によって審査請求やその裁決の情報を収集し, その詳細な分析を行った吉永(2016: 10)によれば, 2004年度から2011年度の審査の請求件数は年間600~1000件程度であり, 裁決数は500から800件で推移しているという。2011年度の地方公共団体における行政不服審査では生活保護の件数は987件であった(表1)。2011年度の生活保護申請数が28万2974件であり, 申請却下数が1万3258件あった。また, 保護廃止世帯数は20万7990件であった。合わせて, 不利益処分の合計が22万件であった。審査請求が1000件あったとしても請求率は0.45%と1%に満たない。そのうち, 請求内容が認められた認容率は17.7%であった。審査請求に伴う行政の原処分取り消しによる却下を含めると実質的な認容率は25.1%となる。2011年度の地方公共団体の生活保護分野以外も含めた不服申立総処理件数中の認容率は2.8%だったので, 生活保護の認容率は非常に高いと言える<sup>(6)</sup>。

## (2) アメリカの行政不服審査の仕組み

### 1) 公的扶助における審査請求の位置づけ

日本と異なり, アメリカは合衆国憲法には生存権のような社会権規定はない<sup>(7)</sup>。ただし, 行政に対して生活困窮者への支援を義務付けた州憲法を持つ州は33州あるという。例えば, ニューヨーク州憲法は第17条第1節で「貧困者の援助, ケア及び支援は公共の関心事であり, 州及びその下部機関によって, 立法府が随時決定することのできる方法及び手段によって, 提供されなければならない」とされている<sup>(8)</sup>。しかし, 州政府によって救済義務の範囲は異なり, また, 州憲法で救済義務が規定されたからといっても, 社会権が確立しておらず, 必ずしもそれが保障されるわけではない。

そのなかで, アメリカにおいて公的扶助の権利の確保に大きな影響力を持ったのが, *Goldberg v. Kelly* の連邦最高裁判決(1970)である<sup>(9)</sup>。これは福祉職員が事前の告知を

することなく、またヒアリング（いわゆる聴聞）の機会を設けることなく、公的扶助の給付を打ち切っていたことに対して、法の適正な過程（デュープロセス：due process）によることなく、「財産」を奪ったと訴えた裁判の判決である。それまで福祉給付は慈善的施し（特権：Privilege）とされ、福祉職員によって給付が打ち切られても問題とされていなかった。そのため、行政処分が行われてから審査請求は提起されることになっていた。しかし、この判決では合衆国憲法の「デュープロセス条項」を根拠にして、福祉給付の手続き的な権利性が認められ、福祉給付を打ち切る前にヒアリングの機会を与えるべきであるとされた。

合衆国憲法の「デュープロセス条項」とは、具体的には次の2つの条項である。第一は、合衆国憲法第5修正「何人も……法の適正な過程（due process of law）によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない。」第二は、合衆国憲法第14修正「いかなる州も……法の適切な過程によらずに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。」（ファロン Jr. 2004=2010, 97）。つまり、福祉給付を「財産」の一形態として捉えてデュープロセス条項の対象としたのである。そのために、福祉給付を受けるための要件を満たせば、制定法上の「エンタイトルメント（entitlement：（受給）資格）」があり、それに対する利益は保護される「財産」とみなされる場合があるとしたのである。

この判決の結果、福祉受給のエンタイトルメントが認められて権利性がより高まった。また、それを担保するために福祉給付の打ち切りの前にヒアリング（聴聞）の機会を与えるべきとされた。こうして、アメリカでは社会権規定はないものの、デュープロセス条項に基づいて、エンタイトルメントとヒアリングの機会を設定することで、福祉受給を保障する論法を確立したのである。もちろん、給付の打ち切り前に審査請求をしなければ、給付の打ち切り処分後にヒアリングを実施することになる。

## 2) 審査請求の仕組み：カリフォルニア州 LA カウンティを例に

次に、アメリカの公的扶助における審査請求の仕組みを具体的に検討していきたい。筆者は2016年9月1日にロサンゼルス・カウンティ公的社会サービス部（County of Los Angeles, Department of Public Social Services, 以下、LA カウンティ DPSS）にて、公的扶助制度および不服申立制度についてインタビュー調査を行った<sup>(10)</sup>。ここでは、主にその調査で得た資料を基にその仕組みを明らかにしたい。

第一に、ヒアリングの申請は、処分を知った日から90日以内に申請をしなければならない。申請の方法は、書面に加えて、電話（フリーダイヤル）、インターネット、郵便でも受け付けを行っている。もし利用している福祉事務所に直接申請をしてもすぐに「不服申立・州ヒアリング局（Appeals & State Hearing: ASH）」に転送される。また、これら



の手続きについて18か国語の無料の通訳がある。

なお、処分の10日前までに申請をすると、「給付延長 (Aid Paid Pending)」が受けられる。給付延長とはヒアリングの裁決が出るまでは給付がそれまでと同じように維持される制度である。

第二に、申請を受け付けた不服申立・州ヒアリング局 (ASH) がカウンティ業務の適正を確認し、申請者とコンタクトをとって問題について話し合う。もしカウンティが不適切な業務をしていれば、ASHは申請者と共にカウンティ業務の問題解決をする。または、カウンティが適切な業務を行い、すべての手続き的な要件を満たしていると考えられる場合は、ASHは以下のようなヒアリングの手続きを進めることになる。

・**取り下げ (Withdrawal)** なお、この結果、カウンティが問題を解消し、申請者がカウンティの対応に満足して、申請者がヒアリングの申請を取り消すことを「直接の取り下げ (Straight Withdrawal: SWD)」という。また、カウンティがいくつかの業務の改善することに同意し、申請者がヒアリング申請を取り下げを「条件付き取り下げ (Conditional WD: CWD)」という。条件付き取り下げになるのは、例えば、①ケース記録や関連書類が利用できないこと (記録がないなど)、②不適切な通知 (時期が合っていない、紛失をしていた等)、③カウンティ業務に根拠がないこと、④ケース記録内の記載の矛盾、⑤裏付け資料の欠損、⑥規則の悪用などである。

・**ケース訂正の要請 (Request for Case Correction)** もしカウンティが不適切な業務をしていると考えられる場合は、申請者の合意を得る前に、ASHから条件付き取り下げ (CWD) について福祉事務所と検討する。ただし、条件付き取り下げ (CWD) にするかどうかはASHが最終的な権限を持っている。

第三に、ヒアリング段階に入る。ASHは福祉事務所の代表 (福祉事務所の代理人) として、また申請者は、弁護士資格を持ち、ヒアリングの裁決をする「行政法審判官 (Administrative Law Judge: ALJ)」の下に集まる。図2の写真は、ヒアリング風景を撮影した実際の写真である。中央に行政法審判官が座り、左に福祉事務所の代表者、右に申請者と申請者の「法的に認められた代表者」 (Authorized Representative) がいる。ここでいう法的に認められた代表者とは、申請者の証言を証明する友人などの証言者や代弁をする弁護士等である。なお、ここでのヒアリングはすべて記録されることになっている。流れとしては、まず福祉事務所の代表者がカウンティの立場から口頭で福祉事務所の正当性について説明をし、申請者も自分の立場で正当性を説明する。行政法審判官 (ALJ) は必要に応じて質問をする。なお、当人がヒアリング・ルームに来ることができない場合、TV電話や電話による参加も認められている。

第四に、ヒアリングが終了して90日以内に行政法審判官 (ALJ) は裁決を言い渡さな

図2 LA カウンティにおけるヒアリングの写真



出典) LA カウンティの Jesus Guevara 氏により提供いただいたものである。なお、個人が特定されないよう加工している。

なければならない。裁決の分類は次のとおりである。①認容裁定 = 申請者の訴えが認められ、カウンティは裁決に従う、②棄却裁定 = 申請者の訴えは否定される、③部分認容・部分棄却、④裁決却下 (Dismissal Decision) = 問題が州の権限の他にある (たとえば、連邦政府の問題など)、またはヒアリングの申請が時期に合っていない (untimely: 申請期限を過ぎた等)。⑤決定差戻し (Remanded Decision) = 裁決を宣告しないまま、行政法審判官 (ALJ) はカウンティに問題に特別に対応するように要請する。⑥裁決の取り決め (Stipulated Decision) = カウンティが申請者の主張の一部、または全部を認めることによって、カウンティと申請者による合意を行う。

第五に、ヒアリングの裁決に不服がある場合は、決定を受け取ってから 20 日以内に再ヒアリングを不服申立・州ヒアリング局 (ASH) に申請する。なお、現場の福祉職員が不満の場合も含まれる。そして、州の法律部門 (State's Legal Division) が検討をして再ヒアリングの可否を決定する。ヒアリング (および再ヒアリング) の決定に申請者またはカウンティが不満な場合は、司法審査 (Judicial Review) のために裁判所に訴えることになる。

### 3) カリフォルニア州および LA カウンティにおけるヒアリングの状況

表2は、カリフォルニア州および LA カウンティにおけるヒアリングの状況である。た

表2 カリフォルニア州全体とLAカウンティの審査請求の利用状況, 2015年(単位:件, %)

		CA全体	構成比	LA	構成比
審査請求申請件数(A)		73,728		27,388	
ヒアリング件数(B)		21,286		7,127	
ヒアリング実施割合(B/A)			28.9		26.0
採決の内容	容認	6,789	32.2	2,964	42.4
	一部容認	2	0.0	1	0.0
	棄却	3,594	17.1	604	8.6
	却下	1,005	4.8	202	2.9
	NA	9,689	46.0	3,214	46.0
	合計	21,079	100.0	6,985	100.0
ヒアリングの取り下げ	取り下げ	5,099	6.9	774	2.8
	条件付き取り下げ	7,273	9.9	1,230	4.5
	口頭による取り下げ	24,516	33.3	8,075	29.5
	口頭による条件付き取り下げ	16,620	22.5	10,951	40.0

注) 取り下げの構成比は、審査請求申請件数に占める取り下げ件数である。

出典) State of California, Department of Social Services (2016) *Quarterly Statistics*, より作成

だし、このヒアリングには、カリフォルニア州における公的扶助（後述する「貧困家族一時扶助」のカリフォルニア州のプログラム、CalWorks）のみならず、医療扶助であるメディケイド（カリフォルニア州ではMedi-Cal）や食糧支援である補足的栄養保障（SNAP、元フードスタンプ）なども含んでいる。この表をみると、2015年1月から12月までのカリフォルニア州全体でヒアリングの申請は7万3728件であり、実際にヒアリングになったのは2万1286件であった。つまり、実際にヒアリング段階に進むのは28.9%であった。そのうちヒアリングの裁決での認容は6789件（32.2%）、一部認容が2件、棄却が3594件（17.1%）、却下が1005件（4.8%）、NA（未採決）が9689件（46.0%）であった。なお、ヒアリングの採決に至らず、取り下げになったのは5099件（審査請求申請の6.9%）、条件付き取り下げが7273件（9.9%）、口頭による取り下げが2万4516件（33.3%）、口頭による条件付き取り下げが1万6620件（22.5%）であった。ここから、ヒアリングの裁決の認容率は32.2%であることがわかる。さらに、7万3728件のヒアリングの申請のうち、ヒアリングの認容および一部認容裁決と、条件付き取り下げおよび口頭による条件付き取り下げの合計、つまり福祉事務所側の処分の修正が行われた割合は

41.6% (3万684件)であった。こうしてみると、ヒアリングの申請は申請者に対する福祉事務所の不利益処分の修正に大きな影響をもたらしていると言えよう。

なお、人口ではカリフォルニア州最大のカウンティであるLAカウンティでは、ヒアリングの申請は2万7388件であり、実際にヒアリングになったのは7127件であった(26.0%)。その裁決での認容は2964件(42.4%)、一部認容が1件、棄却が604件(8.6%)、却下が202件(2.9%)、NA(未採決)が3214件(46.0%)であった。なお、採決に至らず、取り下げになったのは774件(申請の2.8%)、条件付き取り下げが1230件(4.5%)、口頭による取り下げが8075件(29.5%)、口頭による条件付き取り下げが1万951件(40.0%)であった。2万7388件のヒアリングの申請のうち、ヒアリングの認容および一部認容裁決と、条件付き取り下げおよび口頭による条件付き取り下げの合計、つまり福祉事務所側の処分の修正が行われた割合は55.3%(1万5146件)であった。したがって、LAカウンティでは、カリフォルニア州全体よりもいっそうヒアリングによる改善効果が高いと言えよう。逆にいえば、人口の多いLAカウンティでは行政の誤った処分も多いと考えられる。

なお、ここでいう「口頭による(取り下げ、または条件付き取り下げ)」というのは、取り下げについては本来であれば、福祉事務所と申請者の合意文書が必要になるが、膨大な件数を取り扱うため、実務的に双方が遠い事務所に来て合意文書を作成することや、申請者に文書を送付して再度それを返送してもらうことが困難であるため、口頭で合意をとって取り下げの手続きをとることである<sup>(11)</sup>。

### (3) 比較からみた日米の審査請求の特徴

---

これまで見て来たように、アメリカと日本では審査請求の手続きは大きく異なっている。それらは次のようにまとめられる。

#### 1) 審査方法の違い

第一に、日本の審査請求は上級官庁による書類に基づく事実確認に重きが置かれており、審査請求の申請者からのヒアリングが必ずしも行われるわけではない(申請者等が申し立てた場合のみ口頭意見を述べることができる)。しかし、証拠となる多くの書類は福祉事務所が作成しており、見方によっては、福祉事務所側の(都合の良いように作成した可能性のある)証拠書類により裁決が行われる可能性高く、公正な対応とは言い難い。一方、アメリカでは、福祉事務所と申請者が対面してそれぞれの主張を行い、第三者の行政法審

判官が裁決を出すという裁判に準じた手続きが取られている。つまり、口頭意見を述べることに重点がある。このことは、証拠書類の乏しい申請者にも行政処分に対して反論をする機会を提供し、より公正な対応と言えよう。

## 2) 福祉給付の違い

第二に、日本では審査請求をしても行政処分はそのまま実行され、福祉給付が打ち切られるが、アメリカでは審査請求の結果が出るまでは申請者への福祉給付が保障されていることである。アメリカの審査請求には、行政処分が実行される「前に」ヒアリングの機会を設けるべきであるとした *Goldberg v Kelly* 判決（1970年）の成果が生かされている。つまり、福祉給付が打ち切られると貧困であるがゆえに福祉給付を利用していた人にとっては、重大な生活困難に陥るため、その前に審査請求や裁決を行い、行政処分の正当性が判断されるのである。こうしてみると、日本では誤った行政処分が行われ審査請求が申請されても、福祉給付は提供されないため、審査請求の裁決が出るまで違法または不当に生存権等の権利侵害が行われている場合もあると言えよう。

なお、日本では、沖縄県で2008年に（審査請求とは別に）裁判所に執行停止の申立てが行われ、はじめてそれが認められ、審査請求中に生活保護の給付がなされたケースがある。また、2009年には（審査請求とは別に）取消・義務付け訴訟も提起し、「償うことのできない損害を避けるための緊急の必要性」があるとして、生活保護の「仮の義務付け」が裁判所によって認められ、審査請求中に生活保護の給付が認められたケースがある<sup>(12)</sup>。つまり、日本では、緊急性のある場合に認められる行政処分の「取消訴訟」の提起を審査請求と合わせて申立てなければ、審査請求中の福祉給付は保障されないのである。その意味では、日本の審査請求は申請者の権利保障としては不十分な状態であると言えよう。

## 3) 申請方法の違い

第三に、日本では書面にて審査請求の申請を行うことになっているが、アメリカでは審査請求の申請方法は多様であり、インターネットや電話等でも申請ができるようになってきている。これはアメリカでは公的扶助の申請自体もインターネットでもできるようになってきているので、アメリカでは一般的な対応ともいえる。アメリカとの対比でいえば、日本の審査請求はより申請しにくい条件となっている。

## 4) 裁決の担当者の法律の専門性

第四に、日本では、審査請求を担う審理員は、弁護士資格や法学博士などの法律の専門資格は要件となっていない。他方、アメリカの行政法審判官は弁護士資格や法学博士等の



表3 アメリカと日本の審査請求の主な特徴

	アメリカ	日本
審査請求の主たる進め方	行政及び申請者の意見陳述	行政作成文書等の書類審査
審査終了までの福祉給付	継続	廃止・中止
審査請求の申請方法	書類, 電話, インターネット	書類
裁決の担い手	行政法審判官は, 弁護士等法律の専門家	審理員には, 必ずしも法律の専門家であることは求められない

専門資格を有していることが求められる。この点は、審査請求が法律上の対応をするにあたって対応する担当者の資質に大きな違いがあると言える。

以上のことから、日本とアメリカの審査請求を比較してみると、アメリカの審査請求の方が日本よりも、アクセスしやすく、公正性が高く、また裁決がでるまでの給付保障があり、法律の専門性も高く、利用者にとっては権利性が高い対応が行われていると言えよう(表3参照)。ただし、アメリカの審査請求にも様々な課題が指摘されている。次の節では、アメリカの審査請求の課題について検討しよう。

### 3. アメリカの審査請求の課題：レンズ氏の調査研究から

#### (1) レンズ氏の審査請求に関する調査研究

アメリカの審査請求であるヒアリングについて、社会福祉、公的扶助の分野で精力的に調査研究をしている研究者が、ニューヨーク市立大学ハンターカレッジ、ソーシャルワーク学部教授のビッキー・レンズ (Vicki Lens) 氏である。レンズ氏は法務博士 (Juris Doctor: J. D.) とソーシャルワークの博士号 (Ph. D.) の2つを持つ、まさに社会福祉に関する法律の専門性の高い研究者である。そこで、レンズ氏のヒアリングについての調査研究を参考にアメリカにおける公的扶助でのヒアリングの課題について検討する。

まず、レンズ氏は、公的扶助、つまり、後述する1996年の福祉改革における「貧困家庭一時扶助」(TANF)に関するヒアリングの実態について精力的に研究されている。特に注目されるのは、2007年から2009年にアメリカ北東部の2つのカウンティで215件のヒアリングの参与観察・記録をし、10人の行政法審判官 (ALJ)、79人のヒアリングの申



請者へのインタビュー調査を行っていることである<sup>(13)</sup>。これらによって、ヒアリングの実態とその課題が浮き彫りになっている。

## (2) レンズ氏の調査研究の内容

---

### 1) 1996年福祉改革による公的扶助利用者の減少

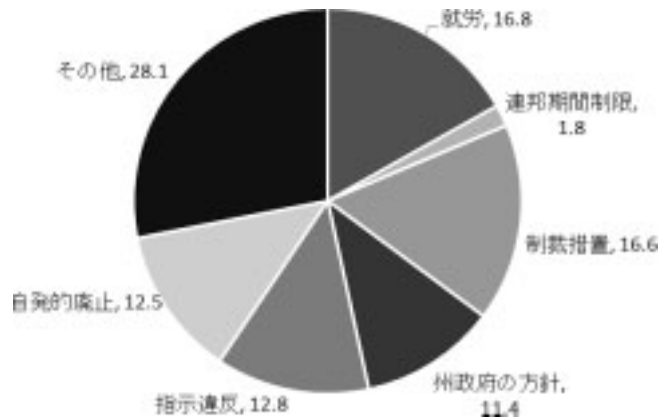
公的扶助のヒアリングについて検討する前提として、2つの重要な点がある。一つは、1996年の福祉改革によって、福祉給付(TANF)の減額や廃止が増加したことである。1996年の個人責任就労機会調整法(Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act: PRWORA)、いわゆる福祉改革法は、それまでのアメリカの公的扶助を大きく変革した。「貧困家族一時扶助」(Temporary Assistance for Needy Families: TANF)の導入によって、その受給を生涯で最長60か月(5年分)とし、また労働要件として就職活動や就労訓練が課され、それが達成できない場合には制裁措置として給付が減額や打ち切りが行われることになった。

この改革により、福祉事務所の職員の裁量が格段に増した。改革前では、公的扶助の受給要件としては所得や資産等の客観的な基準で判断が可能であった。しかし、改革後に職員の裁量が大きく増加した<sup>(14)</sup>。具体的には、第一に、利用者の労働能力を判断し、労働要件を課し、就労先等をも決めていくことになったことである。たとえ、就労に困難があっても十分な労働能力があると判断されたり、英語が話せない等のコミュニケーション能力が低いにもかかわらず、レストラン等の接客業で職業体験をさせるなど、不適切な対応によって、制裁措置やケース廃止に追い込まれる可能性が高まった。

第二に、保育や交通費援助の提供の有無を職員が判断するが、その時に、そのような支援の情報提供をするかしないか、またその必要性を職員が判断することである。もし情報提供がなされず、また、情報提供がなされたとしても、職員がその必要性がないと判断されれば、支援なしに利用者はやりくりをしなければならず、より労働要件を満たすのが困難になる。

第三に、労働要件や職員の設定した面談に参加できなかった場合に、職員がどのように「適切な理由」を判断するかを決めることである。たとえば、子どもの急病や学校の出席日数の確保、資格試験の出席のために、職員が設定した面談日に福祉事務所に行けなかった時に、それらの理由が適切かどうかを職員が判断する。このような個別具体的な判断が職員に求められるようになり、審査請求になっているケースではそのような理由が認められないことが多い<sup>(15)</sup>。

図2 全米の TANF 世帯のケース廃止の理由, 2011 年度 (単位: %)



出典) Department of Health and Human Services, U. S. 2013: 57

第四に、この福祉改革法の条文として、個別のエンタイトルメントはないと明記されたことである。つまり、「個別のエンタイトルメントの廃止 (No Individual entitlement)」という見出しの下、「TANF は、いかなる個人または家族に、TANF により財源提供を受けるいかなる州のプログラムにおいてもその扶助に対して資格を与えたものと解釈されてはならない。」と明記されたのである<sup>(16)</sup>。これによって、職員は利用者の受給資格はなくなったと考え、以前よりも容易に廃止を行うようになったと考えられる。

加えて、連邦政府によって連邦政府の求める労働参加率を達成しないと州政府は補助金が削減されるという財政的ペナルティが設定されたことにより、就労、もしくは廃止をより強く進める誘因を州政府に与えるようになったのである。

福祉改革前の 1994 年度の公的扶助 (AFDC) の利用世帯数は月平均で 505 万世帯であったが、6 年後の 2000 年には 236 万世帯にまで利用者が減った<sup>(17)</sup>。また、2011 年度の全米での TANF の申請件数は月平均で 31 万 5556 件、その申請の承認件数は 13 万 9497 件であり、承認割合は 44.2% であった。そして、2011 年度の月平均のケース廃止件数は 15 万 7215 件であった<sup>(18)</sup>。そのケース廃止理由をみると (図 2)、最も多いのが就労で 16.8%、次いで制裁措置が 16.6%、指示違反 (Failure to Comply) が 12.8%、自発的廃止が 12.5%、政府の方針 (State Policy) が 11.4% と続いた。就労支援が強調される TANF であるが、就労により廃止になった件数は全体の 6 分の 1 程度でしかない。また期間制限での廃止も 1.8% であった。それらよりも、制裁措置や指示違反、州政府の方針などを理由にした福祉事務所の職員による一定の判断が求められる廃止が多い。おそらく、その他の項目の中にも同様の性質の廃止理由が含まれるだろう。

以上のように、1996 年の福祉改革によって、公的扶助の利用に際して職員の裁量の幅の大きい労働条件や制裁措置、期間制限等の措置ができ、ケースの廃止に大きな影響を持

つようになったのである。こうした利用者の不利益処分の増大に対して、それが適切に行われているかを審査請求によって確認していく必要が高まったのである。

## 2) ヒアリングにおける申請者の不利

アメリカの公的扶助のヒアリングについて検討する前提として、もう一つの重要な点は、利用者が不利な立場にあることである<sup>(19)</sup>。公的扶助の利用者、またはヒアリングの申請者は、第一に、法的な知識が少ない（または、それが無い）ことや教育歴も低く、法的な対応をするのに不利であること、第二に、ヒアリング自体が初めてのことも多く、法的なプロセスになじみがないこと、第三に、行政が保管しているケース記録等の公的な記録や証拠を閲覧したり、入手したりすることが困難なことである。逆にいえば、福祉事務所の代表者は学歴も高く、公的扶助の制度の法的知識や運用規則等の知識が豊富であり、法的なプロセスには長けており、必要なケース記録やその他の証拠を閲覧・入手することも容易である。さらに言えば、行政法審判官（ALJ）は、福祉事務所が提出した書類や証拠を中心に検討することが多く、手続きに専念して、福祉事務所と同じくルールの機械的な適用を行う傾向にある。また、行政法審判官も一般人と同じく、福祉利用者に対する偏見があり、申請者を無責任や価値のない（undeserving）人物だとみる人もいる。したがって、申請者にはほとんど質問もせず、申請者の話を聞かない行政法審判官もいる。そのために、行政法審判官が福祉事務所の代表者と申請者の間の中立的な立場に立ち、公正な判断をするためには、利用者の不利な立場をどのように克服するのが大事になるのである。

## 3) ヒアリングの申請率と成功率

以上の前提を踏まえたうえで、2002年の公的扶助利用世帯に占めるヒアリングの割合をテキサス州（TX）とニューヨーク州（NY）、ウィスコンシン州（WI）の3州でみてみよう<sup>(20)</sup>。まず、公的扶助利用世帯に占めるヒアリングの申請率をみると、TXは0.29%（毎月400件程）、NYは4.64%（毎月7千件程）、WIは0.46%（毎月50件程）であった（p. 439）。NYの申請率が高い理由は、ヒアリングについての申請をサポートしてくれる弁護士や支援団体が多いことにあると考えられる。また、申請をしたが、申請者が出席しないことによるヒアリングの取り下げは、TXで47%、NYで44%、WIで15%であった（p. 441）。そして、申請者によるヒアリングの取り下げはTXで13%、NYで13%、WIで16%であった（p. 442）。さらに、ヒアリングの申請者の成功率（認容裁決+機関による取り下げ）については、TXで40%、NYで79%、WIで47%であった。これらのヒアリングの争点のほとんどが労働要件に関わる内容であったという（pp. 442-443）。ここでもNYの成功率が8割となっている理由は、ヒアリングを支援してくれる弁護士

や支援団体の存在が多いことに一因があると考えられる。

以上のことから、レンズ氏はヒアリングの申請率は低い、申請者のヒアリングの成功率は高く、「官僚的資格剥奪」(Bureaucratic Disentitlement)が横行しているのではないかと懸念を示している (p. 445)。つまり、職員の裁量に基づいた不適切な対応によって、利用者の公的扶助が利用できなくなっている問題である。

#### 4) ヒアリングをする人とししない人の違い

次に、ヒアリングをする人と、しない人の違いについて研究がなされている<sup>(21)</sup>。レンズ氏によれば、アメリカ北東部の州において TANF に基づく制裁措置を受けた調査対象者の全員が職員は不当に制裁を課していると感じていた。たとえば、面談の日に実際に病院に行ったが、医師の診断書がなかっただけで制裁を受けたケースなどがある。また、申請者は全員ヒアリングの存在については知っていた。福祉事務所より説明を受けていたからである。それにも関わらず、ヒアリングの申請をしなかった人がおり、その理由は、職員がさらに福祉給付をカットするのを恐れていた、普段の行政対応をみてヒアリングをしても利用者の話を聞いてくれるとは思えず、成功しないと考えていたことにある。

一方で、ヒアリングの申請をした人にその理由を聞いたところ、家族、友人、社会サービス職員、法支援団体等に勧められたため申請をしていたという。申請しなかった人はそれらの人からアドバイスはなかったという。したがって、ヒアリングの申請については、公的扶助の利用者にとって仲間や支援者が重要な役割をしていることがわかった。そのため、公的扶助の利用者は、自分が抱えている問題を他人に話して法的支援者につながるなどの社会的なネットワークを構築していくことが重要であるとレンズ氏は指摘している<sup>(22)</sup>。

#### 5) 行政法審判官の2つのモデル

そして、レンズ氏は行政法審判官 (ALJ) がどのようにヒアリングに対応しているのかを、多くのヒアリングへの参与観察、行政法審判官へのインタビュー等によって明らかにしている。その成果として、行政法審判官は大きく2つのタイプに分けられるという<sup>(23)</sup>。

第一に、「官僚的アプローチ」(Bureaucratic Approach)を採る行政法審判官であり、ルール・規則を重視するタイプである。たとえば、福祉事務所から提出された書類・証拠の確認に重点を置き、そのため、福祉事務所の発言を重視する。一方で、申請者を責める傾向にあり、たとえば、なぜ診断書などの書類をとっておかなかったのか、職員に連絡しなかったのかなどと追及する。第二に、「審判的アプローチ」(Adjudicatory Approach)であり、公正さを重視して、フレキシブルに対応を行うタイプである。たとえば、申請者

側の証拠がなくても、行政法審判官は、申請者の話を詳しく質問しながら事実を確認したり、福祉事務所の手続きが適切・正当だったかを確認していくことに重点を置く。これらの2つのタイプについて、典型的なヒアリング場面の発言記録の具体例を出して解説をしている。次にみるように、レンズ氏は審判的アプローチが必要であるとしている。

### (3) アメリカにおけるヒアリングの課題

---

レンズ氏は以上のような調査を進めていくなかで、福祉改革の持つ裁量の増大と、それに伴うヒアリングの成功率から不当な行政処分が広まっている懸念があり、ヒアリングの申請者の不利な立場を踏まえると、アメリカのヒアリングの仕組みも改善が必要だと主張している。その具体的な内容をまとめると、次の2点である<sup>(24)</sup>。

#### 1) 敵対的プロセス (adversarial Process) の改善

一つは、敵対的プロセスの改善についてである。法的な知識の不足や行政文書やケース記録、証拠書類へのアクセスの不十分さなどといった、ヒアリング申請者の不利な立場を克服するために行政法審判官 (ALJ) は、申請者に次のようなサポートを重視する必要があるという。具体的には、①ヒアリングのプロセスなどの情報提供・法律用語の解説などを行う。②申請者が参加しやすい、証言しやすいように、申請者に質問をして証言する機会をつくる。③書類がなくても、事実の詳細な確認をすることによって真偽性を判断する、などである。

#### 2) 福祉事務所の代表者の役割の変化

もう一つは、敵対的にふるまうヒアリングの場面では、福祉事務所の代表は法制度の知識があり、またケース記録その他の文書にアクセスしやすく、申請者に対してかなり有利な立場にある。しかし、そもそも政府は公平で平等でなければならないという原則を踏まえると、福祉事務所の代表者にとっても、福祉事務所、またその職員を擁護することが重要なのではなく、公正で平等な行政運営ができていけるかの方が重要であるべきである。そのため、福祉事務所の代表者は、中立的な立場を保ちながら、行政法審判官 (ALJ) と一緒になって行政の業務が適切であったかを追求していく役割に変化していく必要があるというのである。

そもそも不服審査制度、アメリカのヒアリングの仕組みも公正で平等な行政運営を保障するための仕組みである。そのために、不利な立場にあるヒアリングの申請者、そして公



的扶助の利用者にとって活用のしやすい仕組みづくりが求められている。そのなかで、行政法審判官、福祉事務所の代表者は何をすべきかをレンズ氏は指摘しているのである。レンズ氏は、そもそも福祉制度が大きく変わったのに、ヒアリングの仕組み自体、何ら変わっていないことが大きな問題であるとも指摘している (Lens 2013: 89)。日本と比較して、より公正な行政不服審査の仕組みがあるアメリカにおいても、このような課題が残されているのである。

## 4. アメリカの審査請求制度からみた教訓と残された課題

---

### 1) アメリカからの教訓

これまで、アメリカの福祉分野、公的扶助における審査請求であるヒアリングの仕組みについて検討してきた。アメリカの審査請求は、日本と異なり、多様な手段で申請を行うことができ、申請者の発言の機会があり、ある程度主体性が担保されており、審査請求の裁決が出るまでは福祉給付が延長される。これらは日本の審査請求でも重要なことであると考えられる。しかし、実際に申請者がヒアリングの中で、主体的に発言できるかどうかは、行政法審査官 (ALJ) や福祉事務所の代表者が、申請者の不利な立場にどれだけ配慮できるかが重要であることもわかった。この点についても、日本の社会福祉、とりわけ公的扶助に関する審査請求でも配慮が同様に求められよう。要は、公正で平等な行政運営ができていないかが問題なのである。この目的のために、審査する者、福祉事務所、利用者とも真摯に向き合っていくことが重要なのである。

また、アメリカのヒアリングの特徴や課題を考えた時、これらの指摘事項は日本の裁判においてより具体的な示唆になりうる。なぜなら、日本の審査請求の仕組みでは、申請者は主体的な役割を担う機会が少ないからである。しかし、裁判では、申請者も裁判官の前で発言する機会が得られるだろう。その時に、レンズ氏の指摘していたような、利用者の不利な立場を配慮して、公正で平等な手続きが行われるように、裁判官や福祉事務所が努力するように求めることが重要であると考ええる。

### 2) 残された課題

法律の研究者は、主に裁判の判例研究、また審査請求については裁決の内容分析が主な検討の対象であると思われる。しかし、レンズ氏の研究から、どのような背景で審査請求が求められているのか、また、審査請求を具体的にするきっかけは何かなど、かなり法社



会学的・社会福祉学的なアプローチも可能であることが示された。たとえば、高木(2010)は、先述の生活保護の仮の義務付けの裁判の際に、社会福祉士としてどのような支援をしてきたのかを紹介している。レンズ氏の先の調査結果からわかるように、行政による不当な扱いを受けたと感じた時に、審査請求をサポートしてくれる弁護士や支援団体があるかどうかは審査請求の申請のみならず、その成功率にとっても非常に重要な要因となりうる。日本でも、2013年の保護費減額処分取り消しを求める審査請求や裁判の支援のために、全国で弁護士や支援者等の支援の団体が結成され、また、全国組織である「生活保護問題対策全国会議」や「生活保護基準引き下げにNO!全国争訟ネット」等もできており、支援のさらなる拡大が望まれよう。

この点を踏まえると、アメリカでの公的扶助や社会福祉の審査請求や裁判を担う弁護士や法的支援団体の活動内容についても明らかにしていくことが重要だと考える。これらの点については、今後の課題としたい。

**謝辞** LA カウンティ公共社会サービス部の Armen Gevorkian 氏には多くの職員のインタビューの調整をとっていただき、LA の取り組みについて総合的に学ぶ機会をいただいた。また、同じく Jesus Guevara 氏には LA におけるヒアリングの仕組みについて詳しく教えていただき、その後の追加的な質問にもお答えいただいた。ここに感謝申し上げる。また、筆者の参加している現代財政金融研究会のメンバー、特に、根岸毅宏氏(國學院大学)と加藤美穂子氏(香川大学)、本稿の改善点についてご指摘をいただいた。また、吉永純氏(花園大学)、小久保哲郎氏(大阪弁護士会)には、法学的な視点からアドバイスをいただいた。感謝申し上げます。もちろん本文の誤りはすべて筆者の責任である。

本研究は JSPS 科研費(課題番号 15K03942)の助成を受けたものである。

#### 注

- (1) 厚生労働省(2016, 参考資料4)を参照。なお、ここでの数字は、2013年8月1日の基準改定で1万2900人、2016年4月1日の基準改定で7249人の審査請求の合計である。
- (2) 根岸(2006, 158)、木下(2007, 27)等を参照。
- (3) アメリカでは、日本でいう審査請求について、一般に「Appeals & Hearing」(不服申立とヒアリング)、または簡単に「Hearing」として表現されている。以下、アメリカの審査請求のみの説明については、「ヒアリング」と言う。
- (4) 橋本(2011, 30)もアメリカの審査請求についての先行研究が非常に少ないことを指摘している。
- (5) 吉永(2011, 19)および村田(2016, 4-5)を参照。
- (6) 吉永(2016, 10)を参照。
- (7) 葛西(2011, 82)
- (8) 葛西(2011, 94)
- (9) ファロン Jr. (2004=2010, 107-108)、葛西(2011)、鈴木(2012, 122)、鄭(2013, 24-29)

- (10) 2016年9月1日にLAカウンティ本庁にて、Appeals & State HearingのJesus Guevara氏にヒアリングについてインタビューさせていただいた。
- (11) LAカウンティのヒアリングの担当者であるJesus Guevara氏にご教示いただいた。
- (12) 大井(2010, 67-72), 大沢(2010, 81-93)等を参照。
- (13) Lens(2013, 55)などを参照。
- (14) Lens(2013, 52-53)などを参照。
- (15) 日本と異なり、アメリカでは、福祉事務所の担当職員に合うためには事前のアポイントが必要である。また、事務所の受付で許可を得てから職員の部屋に入り、パーディションで分けられた個別の職員のデスクに行って面談を行う。また、一人当たりの担当ケース数も多いことあると思うが、職員への電話は通じないことが多いようである。
- (16) 42 U. S. Code § 601(b) No individual entitlement. This part shall not be interpreted to entitle any individual or family to assistance under any State program funded under this part. なお、アメリカの公的扶助におけるエンタイトルメントの議論については、葛西(2011)の5章および6章で詳細な考察が行われている。
- (17) Department of Health and Human Services(2013, 15)
- (18) Department of Health and Human Services(2013, 23)
- (19) Lens(2013, 47 and 50)などを参照。
- (20) Lens and Vorsanger(2005)
- (21) Lens(2007 and 2009)を参照。なお、2007年の研究では調査対象者は28人、2009年の研究では調査対象者は59人へのインタビューに基づいている。
- (22) Lens(2009, 829)
- (23) Lens and Augsberger et al.(2013), Lens(2016, chapter 1)等を参照。
- (24) Lens(2013, 81-88.)なお、レンズ氏は3点に分類しているが、そのうち2つは内容的に同質のものであるので、ここでは2点にまとめた。

#### 参考文献

- Department of Health and Human Services, U. S. 2013. *Temporary Assistance for Needy Families Program (TANF) Tenth Report to Congress*. [https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/ofa/10th\\_tanf\\_report\\_congress.pdf](https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/ofa/10th_tanf_report_congress.pdf) (2016年11月30日閲覧)
- Lens, Vicki. 2016. *Poor Justice: How the Poor Fare in the Courts*. Oxford University Press.
- Lens, Vicki. 2013. "Revisiting the Promise of Kelly v. Goldberg in the Era of Welfare Reform." *Georgetown Journal on Poverty Law and Policy*. 21(1): 43-89.
- Lens, Vicki, Astraea Augsberger, and Andrea Hughes. (2013) "Choreographing Justice: Administrative Law Judges and the Management of Welfare Disputes." *Journal of Law and Society*. 40(2): 199-227.
- Lens, Vicki. 2012. "Judge or Bureaucrat? Examining how Administrative Law Judges Exercise their Discretion in Public Welfare Bureaucracies." *Social Service Review*. 86(2): 269-293.
- Lens, Vicki. 2011. "Contesting the Bureaucracy: Examining Administrative Appeals." *Social & Legal Studies*. 20(4): 421-439.
- Lens, Vicki. 2009. "Confronting government after welfare reform: Moralists, reformers, and narratives of (ir)responsibility at administrative Fair Hearings." *Law & Society Review*. 43(3): 563-592.
- Lens, Vicki. 2009. "Seeking Justice: Citizens use of Fair Hearings to correct errors in public wel-

- fare bureaucracies.” *Journal of Public Administration Research & Theory*. 19: 817-837.
- Lens, Vicki. 2007. “Administrative justice in public welfare bureaucracies: When citizens (don’t) complain.” *Administration & Society*. 39(3): 382-408.
- Lens, Vicki. 2007. “In the fair hearing room: Resistance and confrontation in the welfare bureaucracy.” *Law & Social Inquiry*. 32(2): 309-332.
- Lens, Vicki. 2005. “Bureaucratic disentanglement: Are fair hearings the cure?.” *Georgetown Journal on Poverty Law and Policy*. 12: 13-54.
- Lens, Vicki. and Susan Elizabeth Vorsanger. 2005. “Complaining after claiming: Fair hearings after welfare reform.” *Social Service Review*. 79. 430-453.
- State of California, Department of Social Services. 2016. *Quarterly Statistics*. <http://www.cdss.ca.gov/shd/PG1021.htm> (2016年11月30日閲覧)
- 大沢光 2010 「生活保護の仮の救済の可能性－生活保護廃止決定執行停止申立て事件（那覇地決平成20.6.25），及び，生活保護開始仮の義務付け申立て事件（那覇地決平成21.12.22）の考察」『賃金と社会保障』旬報社，1519・1520号（2010年8月）：81-93
- 大井琢 2010 「全国初の生活保護に関する執行停止・仮の義務付け」『賃金と社会保障』旬報社，1519・1520号（2010年8月）：67-72
- 葛西まゆこ 2011 『生存権の規範的意義』成文堂
- 木下武徳 2007 『アメリカ福祉の民間化』日本経済評論社
- 小山進次郎 1951 『生活保護法の解釈と運用（改訂増補）』全国社会福祉協議会
- 厚生労働省 2016 『生活保護関係全国係長会議資料』2016年3月4日
- 鈴木康彦 2012 『アメリカ憲法概説』冬至書房
- 総務省 2015 「行政不服審査法関連3法の概要」[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000279329.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000279329.pdf) (2016年11月30日閲覧)
- 高木博史 2010 「生活保護開始仮の義務付け決定に社会福祉士が果たした役割と今後の展望－沖縄・社会福祉士事務所いっばいっばの取り組みから－」『賃金と社会保障』旬報社，1519・1520号（2010年8月号）：73-80
- 高橋三男 1981 「小山さんと新法制定の二つの動機」厚生労働省社会援護課『生活保護三十年史』社会福祉調査会：303-318
- 鄭明政 2013 「司法による生存権の保障及び権利促進の可能性（2）－日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心に－」『北大法学論集』北海道大学，63（6）：15-40
- 根岸毅宏 2006 『アメリカの福祉改革』日本経済評論社
- 橋本直樹 2011 「アメリカにおける行政不服申立・苦情処理制度の概要」行政管理研究センター『行政不服申立制度・苦情処理制度に関する調査研究報告書』：21-44
- 村田悠輔 2016 「行政不服審査法改正の概要と生活保護争訟への影響」『賃金と社会保障』旬報社，1668（2016年10月）：4-7
- 吉永純 2011 『生活保護の争点－審査請求，行政運用，制度改革をめぐる』高菅出版
- 吉永純 2016 「生活保護審査請求の現状と改正行政不服審査法実施にあたっての課題」『賃金と社会保障』旬報社，1668（2016年10月）：8-20
- リチャード・H・ファロン Jr. 著，平地秀哉・福嶋敏明・宮下紘・中川律訳（2004=2010）『アメリカ憲法への招待』三省堂